

購入約款

第1条 範囲

- 1.1 本購入約款（以下「**本約款**」という。）は、明示的な別段の合意がある場合を除き、供給業者（以下「**供給業者**」という。）が ZEISS の日本法人のいずれかの会社（以下「**ZEISS**」という。）に対して行うすべての商品及び役務の引渡（以下「**引渡又は引渡品**」という。）に独占的に適用されるものとする。
- 1.2 本約款と異なる又は本約款を補完する供給業者の約款は、ZEISS がその適用について書面で明示的に同意している範囲においてのみ適用されるものとする。かかる ZEISS による明示的な同意の要件は、ZEISS が供給業者の約款について認識した上でこれを明示的に拒絶することなく供給業者から引渡品を受領した場合であっても常に適用される。
- 1.3 本約款における法律及び法律上の定め適用に関する言及は、明確にする意味で言及されているものに過ぎず、かかる明確な言及がない場合であっても、当該法律及び法律上の定めは、これらが変更又は本約款において除外されている場合を除き適用されるものとする。

第2条 注文

- 2.1 ZEISS による注文は書面で行われた場合に限り有効とする。
- 2.2 書面による契約又は書面による確認は、以降の合意、変更及び追加の存在及び内容の決定的な証拠となるものとする。これに反する立証の機会に影響を受けないものとする。
- 2.3 ZEISS は、供給業者が注文を受けてから 2 週間以内に ZEISS に対してこれに変更がないことを確認しなかった場合、無償で注文を撤回する権利を有する。

第3条 期限、遅滞

- 3.1 注文書に記載されている又はその他の合意済みの引渡品の引渡日及び期限は拘束力を有する。遅滞が予測されるか又は発生した場合、供給業者は遅滞の理由を添えて直ちに書面又はテキストで ZEISS に通知するものとする。
- 3.2 供給業者に ZEISS が設定した合理的な猶予期間内における引渡又は履行の懈怠があった場合又は猶予期間の設定が法律上求められていない場合、ZEISS は、受領を拒絶し、契約を撤回し、かつ／又は賠償を求める権利を有する。ZEISS はまた、供給業者に遅滞の責任がない場合においても契約を撤回する権利を有する。供給業者による遅滞に起因して ZEISS が被った追加費用（とりわけ第三者からの必要な購入を含むがこれに限らない。）は、当該遅滞が供給業者の責に帰さない場合を除き、供給業者が負担するものとする。更なる法律上又は契約上の請求及び権利は影響を受けないものとする。

第4条 価格

- 4.1 価格は固定価格とし、供給業者から提供される引渡品に関連するすべての費用が含まれる。
- 4.2 契約締結時に書面による明示的な別段の合意がある場合を除き、価格には引渡、輸送、船積み及び包装にかかる費用、運送料並びに公租公課、公的な許可及び関税（但し、これらに限らない。）が含まれる。第 2 条第 2 項の定めは、後続の合意事項に関する主張に適用される。

第5条 履行及び引渡

- 5.1 供給業者は、標準的な部品の供給のための契約に過ぎない場合を除き、ZEISS による明示的な事前の同意をもってのみ下請けすることができる。
- 5.2 部分引渡は ZEISS による明示的な事前の同意を必要とする。
- 5.3 各引渡には、ZEISS の発注番号並びに種類及び数量毎の詳細を記載した納品書が附随するものとする。
- 5.4 商品は商業上利用可能で処分可能な通常の包装で引き渡される。再利用可能な包装が使用された場合、供給業者は、当該包装を貸与品として提供するものとする。再利用可能な包装は、供給業者の費用及び危険負担において返還される。ZEISS が例外的に包装費用の負担に同意した場合、当該費用は実証済みの原価価格で請求されるものとする。資源及びエネルギーの慎重な使用を常に遵守する。
- 5.5 機器については、供給業者から技術説明書及び操作説明書が無償で提供されるものとする。該当がある場合、エネルギー効率の評価のためのテクニカルデータシートも含まれるものとする。
- 5.6 ソフトウェア製品の場合、供給業者の履行義務は、ZEISS に対して完全な（システム及びユーザー）説明書が引き渡されたときに限り履行されたものとする。ZEISS 専用制作されたソフトウェアの場合、ZEISS に対してソースコードも提供されるものとする。更に、本約款第 17 条の定めが履行されるものとする。
- 5.7 供給業者は、ZEISS の敷地において引渡を行う場合、外部当事者向けの安全、環境保護、防火及びエネルギーの効率的な利用に関する最新の指示に従うものとする。

第6条 請求書、支払

- 6.1 請求書は、ZEISS の発注番号を記載して別途発行されるものとする。
- 6.2 ZEISS は注文書に記載の条件に従い支払を行うものとする。
- 6.3 支払は、引渡品が契約に準拠している旨の確認とはみなされないものとする。引渡が不完全な場合、

購入約款

ZEISS は、自らが有する他の権利を毀損することなく、供給業者がその契約上の義務に従って履行するまで取引関係に基づく債務の支払を合理的な比率で留保する権利を有する。

第7条 法令遵守

- 7.1 供給業者は、すべての適用法令（人権、職場及び消費者の安全及び環境保護に関する法規を含むがこれらに限らない。）を遵守する義務を負う。供給業者は、人権及び環境に関連する法律上の義務について監査する権利を ZEISS に許諾し、また必要に応じて ZEISS が供給業者自身の供給業者及び下請供給業者においても相応の監査を実施することができるようにする。供給業者は、自らが適用法令を遵守しなかったことに起因して第三者から申立てられたすべての請求に対して ZEISS を補償し、免責する。
- 7.2 供給業者は、有害物質の規制に関して現在適用されている規則を遵守し、禁止物質を使用しない義務を負う。供給業者は、自らの引渡が物質にかかる規制に違反していた又は禁止物質を含有していたというがある場合、直ちに ZEISS に通知する義務を負う。
- 7.3 引渡及び役務の履行に関し、供給業者は単独で事故防止のための規則を遵守する責任を負う。必要な安全装置及び製造業者の指示書は何れも無償で提供されるものとする。

第8条 輸出入規制

- 8.1 供給業者は、仕向国及び供給業者の拠点並びに該当がある場合は米国で適用されるすべての輸出規則（特に輸出規制及び関税規則）を遵守するものとする。供給業者は、対応する分類（輸出規制分類番号）並びに適用される統計品目番号（HS コード）及び原産国を、輸出許可又は米国の（再）輸出規則が対象とするすべての引渡品に関して提供される文書（船積み通知、請求書等）に明記するものとする。供給業者は、自らの費用負担で、規則（EC）No. 1207/2001 に基づいて必要とされる申告書及び情報を提供し、税関職員が行う検査を受け入れ、必要とされる公的な確認状を提出する義務を負う。
- 8.2 引渡品に米国の（再）輸出規則（EAE、ITAR）、EU のデュアルユース品目に関する規制又はドイツ輸出管理品目リストの対象とされる技術知識の意味での技術が包含されている場合、供給業者は、かかる状況について ZEISS に書面で通知する義務を負う。

第9条 行動規範

供給業者は、供給業者自身並びに供給業者のすべての組織ユニット及び供給業者が直接的又は間接的に株式の過半数を有するか若しくは供給業者がその他の方法で支配する関連会社について、すべての手続、過程、製品、引渡及び役務に関してレスポンシブル・ビジネス・アライアンス（RBA）

の行動規範の定めが遵守されていることを保証し、自己の供給業者に対して最大限に RBA 行動規範を遵守するよう促進及び要請することを保証する。国際的に認識されている RBA 行動規範は、下記のリンク先において様々な言語で入手できる。

<http://www.responsiblebusiness.org/code-of-conduct/>

第10条 危険負担の移転、検収、所有権

- 10.1 合意済みの価格設定条件にかかわらず、検収手続を伴わない引渡（例えば据付又は組立作業を伴わない引渡）の場合、偶発的な損失及び偶発的な変質の危険負担は、ZEISS が指定した引渡場所における引渡をもって ZEISS に移転する。
- 10.2 合意済みの価格設定条件にかかわらず、法定又は合意された検収手続を伴う引渡（例えば据付又は組立作業を伴う引渡）の場合、偶発的な損失及び偶発的な変質の危険負担は、検収が不備なく完了したときをもって ZEISS に移転する。
- 10.3 試運転を実施し又は使用したことをもって、ZEISS が検収した旨の表明に取って代わるものではない。
- 10.4 引き渡された商品の所有権は、支払をもって自動的に ZEISS に移転する。所有権留保の延長又は延期は除外されるものとする。

第11条 検査及び瑕疵の通知の義務、費用

- 11.1 納入された商品の検査は明白な契約不適合（商品の種類、品質又は数量に関して注文等の内容に適合しない状態があることを指し以下同じ）に関して実施される。直ちに発見できない契約不適合については、通常の業務の過程において発見されてから 1 週間以内に通知されるものとする。
- 11.2 合意済みの又は法定の検収手続がある場合、納入された商品を別途検査する義務はないものとする。

第12条 責任、保証

- 12.1 契約上の免責又は責任制限は何れも、ZEISS が契約締結時にこれらについて書面で明示的に承認した範囲においてのみ有効とする。第 2 条第 2 項の定めは以後に主張された合意に適用される。
- 12.2 契約不適合のあった引渡は、直ちに契約不適合のないものと交換されるか又は不備のない状態で再履行されるものとする。
- 12.3 供給業者は、契約不適合のある商品の修理又は役務の是正について ZEISS の同意を要する。
- 12.4 供給業者は、ZEISS が契約不適合のある商品又は役務を占有していない期間において、偶発的な損失及び偶発的な変質の危険を負担するものとする。

購入約款

- 12.5 法律上の権利（解除、減額、損害賠償及び費用の償還を含むがこれらに限らない。）を毀損することなく、ZEISS は、ZEISS が設定した合理的な猶予期間内に供給業者が瑕疵を是正せず、かつ供給業者が合法的に是正を拒絶しなかった場合、自らの裁量で自ら瑕疵を是正し又は第三者に是正させ、かつ必要な費用及び相応の前払いを要求することができる。
- 12.6 ZEISS は、緊急の場合（作業の安全が脅かされている場合若しくは甚大な損害又は損失を防止するため）又は重大でない不適合の除去のため、供給業者に通知した上で合理的な短期間の猶予期間の満了後、供給業者の費用負担で当該不適合及び一切の結果的な損害又は損失を自ら是正し又は第三者に是正させる権利を有する。
- 12.7 前項の定めは、ZEISS が自らの引渡の遅滞、即ち更に高額な損害を回避するために直ちに契約不適合を是正しなければならない場合にも適用される。
- 12.8 供給業者は、ZEISS の図面、図式又はその他の特定の要求に従って引き渡し又は履行しなければならない場合、ZEISS の要求に準拠していることを明示的に保証するものとする。引渡が当該要求から逸脱している場合、ZEISS は、猶予期間の設定が合理的でない限りにおいて、本条第 6 項に基づく権利を直ちに主張する権利を有する。
- 12.9 追加の法律上又は契約上の請求及び権利は影響を受けないものとする。

第13条 反復的な不履行

- 13.1 ZEISS からの警告の受領後、供給業者が本質的に同一又は類似の商品又は役務についても遅滞して又は契約不適合のある状態で引き渡し又は履行した場合、ZEISS は、猶予期間の設定が合理的でない限りにおいて、直ちに契約を解除する権利を有する。
- 13.2 不履行又は契約不適合のある履行の再発が確実に予期される場合、ZEISS の解除権には、本約款又は他の契約関係に基づいて将来供給業者が負う引渡も含まれるものとする。

第14条 重大な瑕疵及び所有権の瑕疵の場合における免責

供給業者は、品質若しくは所有権の瑕疵又は供給業者による引渡にかかるその他の不適合に起因して第三者から ZEISS に対して申し立てられたすべての請求について、その法的根拠を問わず、ZEISS を免責し、補償するものとし、かつ当該請求に対する防禦に必要なとされた ZEISS の費用を償還するものとする。

第15条 技術文書、工具、製造機器

- 15.1 ZEISS が提供する技術文書、工具、作業標準書、製造方法等は引続き ZEISS の財産とし、すべての

商標権、著作権その他の産業財産権は引続き ZEISS に帰属する。これらは、その複製物の一切を含めて、注文の履行後直ちに供給業者から ZEISS に自動的に返還される。これに関し、供給業者は、留保権を主張する権限を有しない。供給業者は、上記の物品等を注文の履行のためだけに利用することができ、承認なしに第三者に提供し又は入手可能としてはならない。上記の物品等の複製は、注文の履行に必要な範囲に限り認められる。

- 15.2 前項に記載する物品等の全部又は一部を供給業者が ZEISS の費用負担において ZEISS のために制作した場合、前項の定めが準用され、ZEISS は、制作費用の負担割合に従ってそれらの（共同）所有者となるものとする。供給業者は、当該物品等を ZEISS のために慎重かつ無償で保管するものとする。ZEISS は、当該物品等にかかる供給業者の権利について、償却されていない費用を償還することにより、いつでもこれを取得する権利を有し、かつ当該物品等の返還を求める権利を有する。
- 15.3 供給業者は、上記の物品等を無償で保守管理し、通常の摩耗を補修する義務を負う。
- 15.4 供給業者は、ZEISS による事前の承認をもって注文の履行のために ZEISS の費用負担で下請業者に工具及び見本の製造を委託した場合、当該工具及び見本にかかる所有権の移転のために、上記の下請業者に対する請求権を ZEISS に移転する。

第16条 材料の提供

- 16.1 ZEISS が提供した材料は引続き ZEISS の財産とし、供給業者はこれらが無償かつ善良なる管理者の注意をもって自己の他の財産と区別して保管し、ZEISS の財産である旨の明示的な表示を付すものとする。当該材料は、ZEISS からの注文の履行のためだけに利用することができる。当該材料に損害が発生した場合は供給業者が賠償するものとする。
- 16.2 供給業者が ZEISS に提供を受けた材料を加工し又は変形させる場合、かかる行為は製造業者である ZEISS に代わって ZEISS のために行われるものとする。ZEISS は、この過程で新たに生じた商品の直接的な所有者となる。ZEISS は、自らが提供した材料が当該新たな商品の一部を構成するに過ぎない場合、ZEISS が提供した当該新たな製品に包含される材料の価額に基づく割合で当該新たな商品にかかる共有持分を獲得する権利を有する。前項及び本項の定めは、当該新たな製品に準用される。

第17条 フリー・オープンソースソフトウェア (FOSS)

- 17.1 本条第 2 項乃至第 7 項の定めは、供給業者の引渡品にいわゆるフリー・オープンソースソフトウェア（以下「FOSS」という。）が一切含まれていない場合は適用されない。
- 17.2 供給業者は、自らの引渡品に FOSS が包含されて

購入約款

いるか否か、及び包含されている FOSS について適宜（但し、遅くとも注文確認書と共に）ZEISS に通知する義務を負う。

- 17.3 供給業者は、引渡品に FOSS が包含されている限りにおいて、その許諾条件に従って FOSS を包含する構成部品を利用するものとする。
- 17.4 供給業者は、ZEISS が FOSS を包含する構成部品をその許諾条件に従って利用できるようにしなければならない。とりわけ、ZEISS が供給業者の引渡品を自己の製品及び役務の一部として販売し、頒布できるようにする。
- 17.5 供給業者は、遅くとも注文確認書と共に、a) 該当する FOSS のソースコード（適用される許諾条件において当該ソースコードの開示が必要となる場合。）、b) 適用されるライセンスに関連するすべての FOSS ファイルの一覧及び許諾文書の全文の写し、並びに c) 供給業者の引渡品及び ZEISS の製品並びにその派生的著作物に伝播性（いわゆる、コピーレフト性）がないこと、とりわけ GPL（一般公衆利用許諾）に定める許諾条件が適用されないことを記載した書面による宣言を ZEISS に提供するものとする。
- 17.6 ZEISS は、発注後に供給業者から引渡品に FOSS が包含されている旨の通知を受けた場合、書面による当該通知の受領後 14 日以内に注文を撤回する権利を有する。
- 17.7 いわゆるコピーレフト性とは、あるソフトウェアが更に開発された場合に当該ソフトウェアと同一の許諾条件で公表されなければならないというライセンス法に基づく定めをいう。ZEISS による注文においては、ライセンス法に基づいて発生するいわゆるコピーレフト性は、品質の瑕疵及び所有権の瑕疵の両方に該当する。コピーレフト性がある場合、供給業者は、ZEISS のために無償でソフトウェア又は構成部品を変更することにより、自らの保証義務の範囲内で当該箇所を是正する義務を負う。

第18条 秘密保持、データ保護

- 18.1 供給業者は、不正競争防止法に定義するところの営業秘密を含む（但し、これに限らない。）すべての非公開情報及びデータであって、ZEISS との取引関係を通じて供給業者の知るところとなったものを秘密として保持し、第三者に開示してはならない。
- 18.2 供給業者が a) ZEISS 専用として制作された製品、とりわけ設計図、図面若しくはその他の ZEISS の特別な要件に従った製品を第三者のために製造し若しくは展示することを希望する場合、又は b) ZEISS からの注文について公に若しくは第三者に対して言及することを希望する場合、ZEISS の書面による事前の同意を要するものとする。
- 18.3 ZEISS は、合法的な取引の履行のために必要であるか又はデータ主体が同意している場合、供給業

者の個人データを処理し、ZEISS グループの関連会社に転送する権利を有する。データ主体は、ZEISS が処理する個人データの内容及び利用に関する情報を要請する権利を有する。データ主体からの要請は何れも、本約款を利用する ZEISS グループ傘下の会社に対して行われるものとし、適用されるデータ保護法令、とりわけ欧州一般データ保護規則（GDPR）及び GDPR 第 28 条第 3 項に基づく契約上の追加要件に従って取扱われる。

第19条 雑則

- 19.1 ZEISS 及び供給業者は、次の各号に該当する事情がないことを表明し保証するとともに、本約款の履行に際しては次の各号を遵守するものとし、相手方がいずれかに違反した場合、相手方への何らかの通知、催告を要することなく、いつでも本約款に基づく契約を解除できるものとする。
 - 19.1.1 ZEISS 又は供給業者の役員、職員又は従業員が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係者その他の反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
 - 19.1.2 反社会的勢力を利用しないこと、又は、反社会的勢力に対し資金などを提供しもしくは便宜を供与するなどの関与をしないこと。
- 19.2 供給業者が次のいずれかの事由に該当する場合、ZEISS は、催告その他の手続を要しないで直ちに本約款に基づく契約を解除することができる。
 - 19.2.1 強制執行、保全処分、滞納処分を受け、または、競売、破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生の申立てがあったとき。
 - 19.2.2 手形交換所から不渡処分を受けたとき。
- 19.3 引渡及び是正の履行地は注文書に記載の引渡場所とする。明示的な別段の合意がある場合を除き、供給業者は、注文書に記載の所在地において義務を履行しなければならない。
- 19.4 本約款に基づく取引に関して生じる ZEISS と供給業者との間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- 19.5 準拠法は日本法とする。